

## 宮城県ゆずりあい駐車場利用制度実施要綱

### (目的)

第1条 この制度は、宮城県（以下「県」という。）がゆずりあい駐車場を利用できる者を明確にし、ゆずりあい駐車場で利用できる共通の利用証を交付することにより、ゆずりあい駐車場の適正利用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ゆずりあい駐車場 駐車場の設置者又は管理者（以下「施設管理者」という。）の届出に基づき、県が登録を行う歩行が困難な方のための駐車区画が設置されている駐車場をいう。
- (2) 車いす使用者優先区画 ゆずりあい駐車場に設置された駐車区画のうち、幅員 350 センチメートル以上の駐車区画で、車いす使用者が優先的に利用することができる駐車区画をいう。
- (3) ゆずりあい区画 ゆずりあい駐車場に設置された駐車区画のうち、車いす使用者優先区画以外の駐車区画で、歩行が困難な方のために設置された幅員 350 センチメートル未満の駐車区画をいう。
- (4) 対象区画 前2号に規定する本制度の対象となる駐車区画をいう。

### (利用証の交付対象者の範囲)

第3条 利用証の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、歩行が困難等、移動に配慮が必要であると認められる者であって、別表に掲げる区分ごとに定める交付要件に適合する者とする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病患者
- (5) 要介護認定を受けた者
- (6) 妊産婦
- (7) けが人又は病気の者その他移動に配慮が必要と認められる者

### (利用証の交付申請)

第4条 利用証の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）を、知事に提出するものとする。

(利用証の交付等)

第5条 知事は、申請者が交付対象者であると認めたときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる利用証を交付する。

- (1) 車いす使用者 様式第2号に規定する利用証
- (2) 前号に規定する者以外の者 様式第3号に規定する利用証

2 利用証の有効期間は、別表に掲げるとおりとする。

(利用証の掲示)

第6条 前条の利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、対象区画を利用する際には車両の外側から容易に確認できる位置に利用証を掲示するものとする。

(利用証の再交付)

第7条 利用者は、利用証の紛失、破損等により利用証の再交付を受けようとするときは、再交付申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により再交付申請を受けたときは、申請者が第5条の規定による交付を受けていた者であることを確認したうえで、利用証を再交付するものとする。

(利用証の返却)

第8条 利用者は、交付対象者に該当しなくなったとき若しくは利用証を使用する必要がなくなったとき、又は前条の規定により利用証の再交付を受けようとするときは、速やかに利用証を知事に返却しなければならない。

2 知事は、次の各号に該当する場合には、利用者に対し利用証の返却を求めるものとする。

- (1) 利用者が利用証を他人に譲渡し若しくは貸与し又は利用させたとき
- (2) その他ゆずりあい駐車場の管理上不適切と判断される行為を利用者が行ったとき

(施設管理者の協力)

第9条 施設管理者は、対象区画を確保し、本制度に協力する場合は、協力施設登録届出書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

2 施設管理者は、施設の出入口付近にできるだけ近い駐車区画に対象区画を設置するとともに、車いす使用者優先区画に様式第6号に規定する案内標示を、ゆずりあい区画に様式第7号に規定する案内標示を掲示するものとする。

3 施設管理者は、対象区画の適正な利用が図られるよう努めるものとする。

4 施設管理者は、対象区画に関する問題が発生した場合、県と協力して解決するものとする。

5 施設管理者は、施設の移転、閉鎖等により本制度に協力できなくなった場合は、協力施設登録廃止届出書（様式第8号）を遅滞なく知事に提出するものとする。

（利用証の相互利用）

第10条 本県以外の地方自治体において、同様の制度による利用証の交付を受けている者は、当該利用証を掲示することにより、対象区画を利用できるものとする。

2 施設管理者は、前項の利用証が第5条に規定する利用証と同様の効力を有するものとして取り扱うものとする。

（周知）

第11条 県は、市町村、施設管理者等の協力を得ながら、ゆずりあい駐車場の適正利用について、周知に努めるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は同年8月1日から、第5条から第8条の規定は同年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。